

「国際プラスチック条約」の締結に向けて ～法的拘束力を持つ画期的な条約～

淡交会環境委員 中村 晴永 55回

1. はじめに

プラスチック汚染は現在、世界的な脅威として広く認識されている。プラスチックは生活に欠かすことができない重要な素材の一つだが、例えば、ひとたび海洋に流出すると長期間漂流して回収は難しく、また劣化しにくいいため、波や紫外線等の影響を受けるなどして5ミリ以下のマイクロプラスチックとなり、それが食物連鎖を通じて多くの生物に取りこまれる。

既に世界の海に存在しているといわれるプラスチックごみは合計1億5,000万トン、そこへ少なくとも年間800万トンが新たに流入していると推定され、このままでは2050年には、海洋に流入するプラスチックごみは魚の量を上回ると予測されている。

このような深刻な海洋プラスチックの状況を目の当たりにして、世界は、法的拘束力を持つ国際条約の締結が急務であるとの認識を共有し、2022年3月2日、ケニアの首都ナイロビで開催された国連環境総会で、画期的な「法的拘束力を持つ国際プラスチック条約案」を2024年中に策定することが提起され、175か国以上の賛同を得て承認された。

以下に条約交渉の要点をご紹介します。

2. 国際プラスチック条約 (Global Plastics Treaty) 締結に向けた政府間交渉

この条約は、製品の設計、生産、使用や廃棄に至るプラスチックのライフサイクル全体にわたる包括的な条約とすることとし、このため、政府間交渉委員会 (INC: Intergovernmental Negotiating Committee、以下委員会) を2024年までに5回開催し、条約案を完成させることとなった。

☆第1回委員会 (INC1: 2022/11/28~12/2 ウルグアイ、プンタ・デル・エステ)

150か国以上、2300名が参加、基本的枠組み、議論の方向性が確認された。G20大阪サミット (2019/6) において「大阪ブルーオーシャンビジョン 2050」を宣言した日本は、外務省、経産省、環境省から構成される政府代表団が参加した。

☆第2回委員会 (INC2: 2023/5/29~6/2 パリ)

170か国、1700名が参加。アジア太平洋地域副議長に小野洋環境省審議官が選任された。日本は、

- 1) 「目的」として、2040年までに追加的汚染をゼロにする目標を掲げるべき。
- 2) 「条約横断的義務」を明記すべき、などと主張。

☆第3回委員会 (INC3: 2023/11/13~11/19 ケニア共和国、ナイロビ)

160か国、2000人が参加。議長から事前に条約の素案 (ゼロドラフト) が示されていたが、各国の意見を全て取り入れた膨大な改正ドラフトが出来上がったものの、条約内容については以降の交渉に持ち越された。

☆第4回委員会 (INC4: 2024/4/23日~4/29 カナダ)、オタワ)

170か国、2,500人が参加。

(1) 会合では、前年11月の第3回委員会 (INC3) を受けて作成された条文案 (改定版) を基に、整理・統合の議論が行われ、主要な論点ごとにグループ別に議論が行われた。

主要な論点とは、

- ① 条約の前文・スコープ・目的・原則

- ② 主要義務規定（一次プラスチックポリマー、懸念のある化学物質・ポリマー、回避可能なプラ製品、製品設計、拡大生産者責任（EPR）、廃棄物管理等）
- ③ 条約の実施手段・措置（資金・技術支援、国別行動計画等）等

今後、事務局において以上の結果を統合した条文案を作成し、最終の第5回委員会（INC5）における交渉文書とすることが確認された。

(2) このほか、最終の第5回委員会（24年11月予定）までの間に、

- ①懸念のある化学物質、製品設計等の基準など主要義務規定に係る技術的事項、
- ②資金・技術支援等の実施手段に関して専門的・技術的な作業を進めることが合意され、それぞれについて専門家会合を開催することとなった。
- ③ 併せて、条約案の法的な確認等を行うグループの設置も決定された。

(3) 日本の主張

- ① 条約の目的に2040年までの追加的汚染をゼロにする野心を盛り込むべきこと
- ② 条約に基づく各国の包括的な義務として、社会全体でプラスチック資源循環メカニズムを構築し、生産から廃棄物管理に至るまでのライフサイクル全体で対応に取り組む規定が必要であること
- ③ 個々の義務規定はプラスチック汚染を抑制するために効果的な措置であることが必要であり、世界一律の生産制限ではなく、使い捨てプラスチックの削減、環境に配慮した製品設計、リユース・リサイクル及び適正な廃棄物管理といった面で野心的に取り組んでいくべきこと
- ④ 条約の実施に関して、廃棄物管理のための基礎的な社会システムの構築が重要であり、真に必要な国に対して支援が実施されるべきこと、
- ⑤国別行動計画の策定・報告や実施状況の進捗確認のための定期的なレビューが重要であること

(4) 最終の第5回委員会（INC5）は、2024年11月25日から同年12月1日まで韓国・釜山にて開催されることが改めて確認された。

(参考)

国際環境NGO「グリーンピース」の主張（同NGOホームページより引用）

- 1) 新しい素材だけを使って作られた（バージン）プラスチックの生産量に上限を設け、（2017年の水準に）その後年々生産量を削減する。
- 2) あらゆる対策の前に、プラスチックの使用を減らすため、使い捨てごみを出さないリフィル・リユースの取り組みを中心にするすることで、削減とリユースについて法的義務を課す。
- 3) プラスチックの生産、使用、輸入、輸出に完全な透明性を担保できる仕組みをつくる。
- 4) プラスチックの原料採掘から生産、使用、廃棄、流出まですべてのサイクルにおける環境及び社会的コストについて、生産者が責任を負う仕組みを整えること（拡大生産者責任）。
- 5) 使い捨てをやめ、解決策への資金投入を促すため、環境配慮設計されていない製品に対して加重的な費用負担を導入する
- 6) 先住民族や気候危機における影響を最も受けやすいコミュニティ、廃棄物の収集などに従事する労働者たちが、リユース経済への公正な移行の実現に向けて、発言権を持つことを保証する。

(2024年8月 文責：中村晴永)